

行橋京都病児病後児保育室 「アンファン」ご利用案内

保護者の方にとって、お子さんが病気にかかった時は、お子さんの病気のこと、仕事のことなど、両方に心を痛める時ではないでしょうか。私たちの病児病後児保育室「アンファン」では、保護者の方が安心して就労につけるよう、看護師と保育士が連携してお子さんを預かり、体調に合わせてゆったりと過ごすことで、無理なく体力が回復するよう、お子さんの立場にたった保育を行っています。



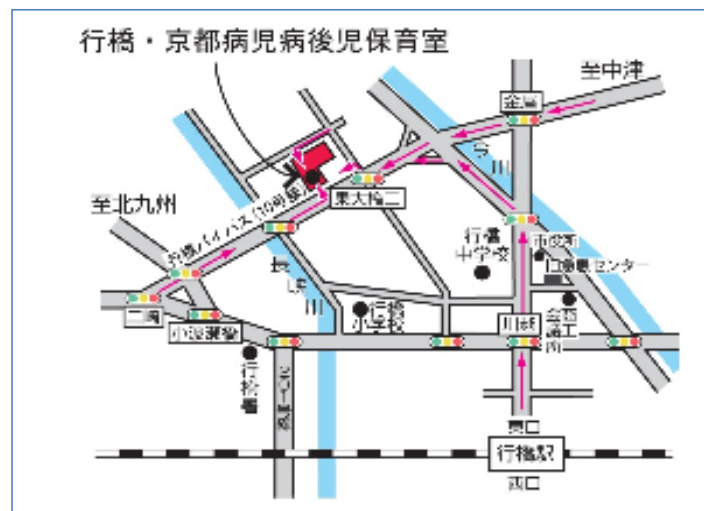
〒824-0002

行橋市東大橋二丁目9番1号（行橋京都メディカルセンター2F）

行橋京都病児病後児保育室「アンファン」

TEL 0930-25-7701

FAX 0930-25-7703



(メモ)

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

●利用できるお子さま

次に掲げるすべての要件を満たすことが必要です。

- **お子さまが病気や怪我のため、保育所等での集団保育が困難な場合**
- 行橋市・苅田町・みやこ町のいずれかに住所があるお子さま
- 生後4か月から小学校6年生まで
- 仕事の都合（傷病、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭等を含む）により家庭において保育を行うことが困難なお子さま
 - ※ 前日又は当日までに医師の判断を受けていることが必要です。

●利用できる人数

- 10名/日
 - ※ 感染症が重なった場合は定員以下でも保育をお受けできないこともあります。

●利用できる日・時間

- 月曜日から金曜日 午前7時30分から午後6時00分まで
 - ※ 土曜日・日曜日・祝日・お盆（8月13日～15日）・年末年始（12月29日～31日、1月1日～3日）はお休みです。
 - ※ 予約・予約キャンセルの電話は、午前7時30分から午後6時30分まで受け付けております。

●利用できる期間

- 一回の申請につき、連続して7日以内（上記のお休みの日を除きます）

●利用料金

- 1日 2,000円（利用当日に前払いとなります）
 - ※ 生活保護世帯及び個人住民税の非課税世帯は1,000円です。
 - ※ 1日に2人以上のお子さまがご利用になる場合、2人目以降は半額となります。
 - ※ やむを得ず保育室の飲食物を使用した場合は実費負担となります。

●利用できる病気等

- 感冒、消化不良症など乳幼児が日常かかる疾患や、喘息、水ぼうそうやおたふくかぜ等の感染性疾患及び骨折などの外傷性疾患などです。ただし、感染力が強いと思われる疾患や症状の急変の可能性が高い場合などで、医師の判断により受け入れ困難なものは除きます。
- 隔離を必要とする場合は、そのときの状況によりお預かりできないこともございますので、ご了承ください。
- 受け入れが出来ない感染症もありますので、事前にお問い合わせください。
 - ※ 麻しん、風しん、流行性角結膜炎の場合はお預かりできません。



●利用のしかた



そんなときに利用できるのが
行橋京都病児病後児保育室「アンファン」

病気または病気回復中のお子さまを、一時的にお預かりし保育をおこないます

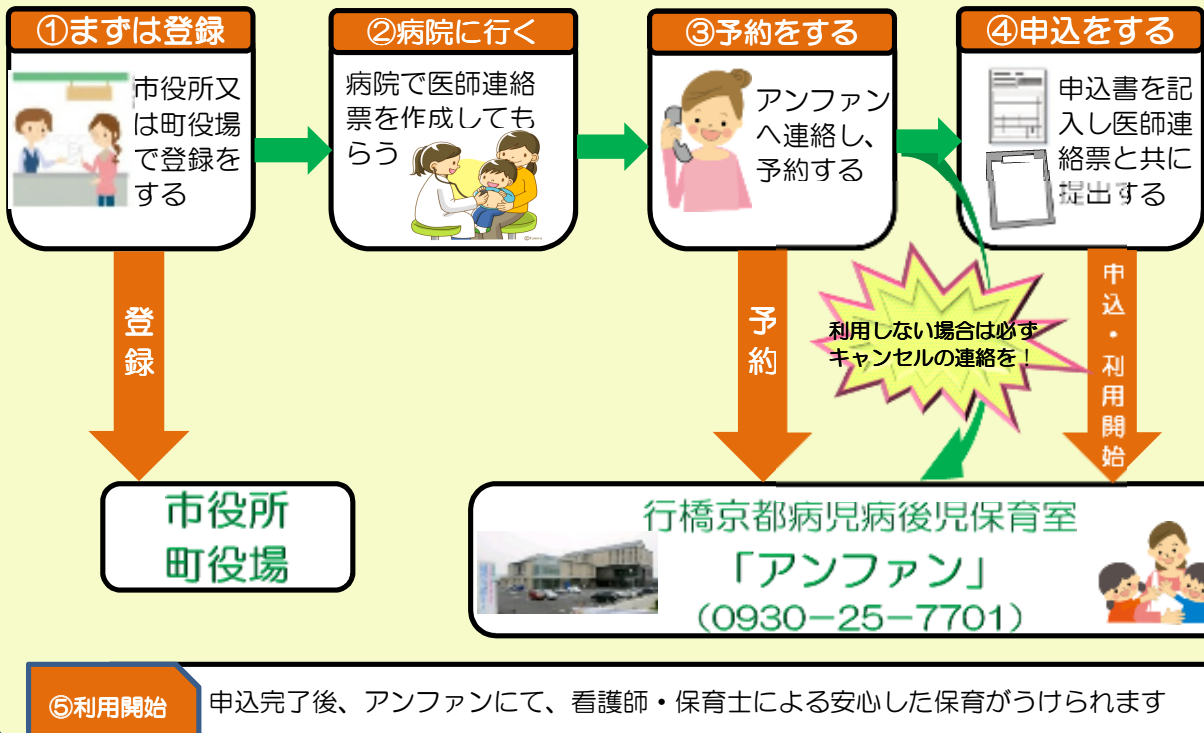
利用するには？

まずは簡単に流れをご紹介します！

利用条件

- ・行橋市、苅田町、みやこ町のいずれかに住所のあるお子さま
- ・生後4ヶ月から小学校6年生までのお子さま
- ・病気や怪我のため、保育所等で保育が困難であるお子さま
- ・仕事等の都合により家庭での保育が困難なお子さま

上の条件をすべて満たしている場合は・・・



①まずは登録（利用しようと思う方は、事前に市又は町に登録が必要です）

- ・事前登録書は市役所又は町役場の保育所所管課・保育園・病児病後児保育室「アンファン」にあります。
- ・事前登録書の受付は、市役所又は町役場で行います。

②病院に行く（かかりつけ医の受診・利用可否の相談）

- ・受診の際、「アンファン」を利用したい旨を伝え、利用の可否の支持を受けてください。
- ・利用可能であれば、医師連絡票に必要事項を記入してもらってください。

③予約をする（「アンファン」の予約）

- ・利用する前日の18時30分までに電話予約をお願いします。
- ・利用は受付順となっており、定員の都合上、利用できないこともあります。
- ・予約なしでの利用については、当日の定員に空きがある場合のみ可能となりますので、必ず事前に「アンファン」へお問い合わせください。
- ・キャンセルの場合は、なるべく早く「アンファン」に電話連絡をお願いします。遅くとも利用当日の午前8時までに必ず連絡をお願い致します。なお、ご連絡ないままキャンセルされますと次回以降ご利用をお断りする場合があります。

④申込をする（医師連絡票と申請書の提出）

- ・申請書に保護者の方が必要事項を記入し、医師連絡票と一緒に利用当日、「アンファン」へ提出してください。
- ・保育室にお越し頂いた際に、10分程度の聞き取りをいたしますので、お早めにお越しください。
- ・持ち物の確認を行うため、「当日の持ち物リスト」（必須）の提出が必要となります。また、くすりの服用を希望される場合は、「与薬依頼票」の記入が必要です。

●お迎え

- ・お迎えは、必ず午後6時（時間厳守）までをお願いします。
- ・お迎えの際は、身分証明書（運転免許証、健康保険証など）をご提示ください。
- ・お迎えの方が変更になるときは、必ず「アンファン」までご連絡ください。
- ・延長保育はありません。遅れそうな場合は、必ずご連絡ください。
- ・※ お迎えが著しく遅れた場合などは、次回ご利用できないことがあります。

●感染予防

- ・感染症と一般のお子さまが同室にならないように、隔離室2部屋と一般保育室2部屋があります。
- ・空気洗浄機等を設置し、常にきれいな空気が保たれています。
- ・使用するおもちゃは、1日2回殺菌消毒しており、お子さまが帰った後は、各部屋を消毒液等を使って拭き掃除しておりますので、安心して使用頂けます。

●その他注意事項

- ・ 保育中に症状が悪化したときは、お迎えにきていただくこともあります。
- ・ 保育中に急変や異常があると認めたとときには、医師の診察を受けることもあります。この場合は保護者への連絡を行います。また、診察は医療機関での外来診察として行いますので、診察代等が別途必要になります。
- ・ 保護者への連絡がとれない場合、応急措置を事後承諾とさせていただきます。
- ・ 定められた予防接種は、利用の前までに必ず済ませるようにお願い致します。
- ・ 保育にあたっては、細心の注意を払っていますが、他のお子さまから病気がうつる可能性があることをご理解のうえご利用ください。

●よくある質問

Q1 事前登録の受付は何時までですか？また、1度登録するだけで更新はないのですか？

A1 事前登録は、市役所又は町役場で行いますので、各自治体へお問い合わせください。また、登録は1年に1回必要になります。1回の登録期間は最初に到来する6月30日までの期間です。

Q2 事前登録の内容（予防接種やアレルギー等）に変更があった場合、どうすればよいですか？

A2 保育室使用申請書に登録時からの変更を記載する欄がありますので、そちらにご記入の上、「アンファン」にご相談ください。

Q3 利用できる期間について具体的に教えてください。

A3 1回の申請で利用できる期間は、保育室のお休みを除いて7日間が最長となっています。仮に水曜日に利用を開始した場合は、最長で翌週の木曜日まで利用できます。ただし、医師の連絡票の有効期限が4日間となっておりますので、利用期間中に再度医師の診察を受けていただくこととなります。

Q4 利用料金について具体的に教えてください。また、料金はいつ支払うのですか？

A4 具体的な料金体系は以下のとおりです。お支払いは、お越し頂いた際に前払いになります。

○通常の世帯で兄弟2名の利用の場合

1人目	2,000円
2人目	1,000円
合計	3,000円

○非課税・生活保護世帯で兄弟2名ご利用の場合

1人目	1,000円
2人目	500円
合計	1,500円

Q5 非課税世帯が課税世帯に変更になった場合などは、病児病後児保育室「アンファン」に変更の届出は必要ですか？

A5 課税世帯→非課税世帯、非課税世帯→課税世帯いずれの変更も市役所又は町役場に届出が必要になります。なお、生活保護世帯も同様になります。



Q6 病院で記載してもらった医師連絡票は、有料ですか？

A6 行橋市・苅田町・みやこ町の医療機関は原則として無料となっていますが、一部の医療機関では取り扱っていない場合もありますので、ご利用の医療機関にお問い合わせください。

Q7 子どもの病状など、利用における優先順位などはありますか？

A7 ありません。予約は先着順となります。

Q8 休日・夜間急患センターで医師連絡票は発行できますか？

A8 申し訳ありません。休日・夜間急患センターは、あくまで救急医療となりますので、発行はできません。

Q9 行橋市・苅田町・みやこ町以外の在住ですが、子どもが行橋市の保育所に通っています。子どもを預かってもらえますか？

A9 申し訳ありません。利用できるお子さまは、行橋市・苅田町・みやこ町のいずれかに住所があることが条件です。

※ その他病児病後児保育の制度については、お住まいの市町村にお問い合わせください。

●問い合わせ先

- ・ 行橋市にお住まいの方

行橋市役所子ども支援課子ども未来係 0930-25-1111

- ・ 苅田町にお住まいの方

苅田町役場子育て・健康課子育て支援担当 093-588-1036

- ・ みやこ町にお住まいの方

みやこ町役場住民課子育て支援係 0930-32-2510

